

備前市移住支援金交付要綱新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>○備前市移住支援金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">令和元年9月30日 告示第32号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、県のおかやま創生総合戦略及び備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業により、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から市内に移住した者に対し、予算の範囲内で移住支援金を交付することについて、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付金額)</p> <p>第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 移住支援金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次項に規定する要件を満たす移住等を行った者で第3項若しくは第4項に規定す</p> | <p>○備前市移住支援金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">令和元年9月30日 告示第32号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、県のおかやま創生総合戦略及び備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業により、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から市内に移住した者に対し、予算の範囲内で移住支援金を交付することについて、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付金額)</p> <p>第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 移住支援金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、次項に規定する要件を満たす移住等を行った者で第3項若しくは第4項に規定す</p> |

る要件を満たす就職若しくは起業をしたもの又は第5項に規定する要件を満たすものとし、補助対象者を含む2人以上の世帯としての申請をする場合にあっては、第6項の要件を満たす世帯とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 市内に住所を変更し、住民票に記載されることとなった日(以下「転入日」という。)前の10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区(以下単に「特別区」という。)内に住所を有していたこと又は東京圏のうち条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域内に住所を有し、特別区内への通勤(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から特別区の大学等に通学し、引き続き特別区内の企業等へ就職した者の通学期間を含み、雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

イ 転入日前に、連続して1年以上、特別区内に住所を有していたこと又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域内に住所を有し、特別区内への通勤をしていたこと。この場合において、特別区内への通勤の期間については、転入日の3月前までを当該1年の起算日

る要件を満たす就職若しくは起業をしたもの又は第5項に規定する要件を満たすものとし、補助対象者を含む2人以上の世帯としての申請をする場合にあっては、第6項の要件を満たす世帯とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 市内に住所を変更し、住民票に記載されることとなった日(以下「転入日」という。)前の10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区(以下単に「特別区」という。)内に住所を有していたこと又は東京圏のうち条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域内に住所を有し、特別区内への通勤(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から特別区の大学等に通学し、引き続き特別区内の企業等へ就職した者の通学期間を含み、雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

イ 転入日前に、連続して1年以上、特別区内に住所を有していたこと又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域内に住所を有し、特別区内への通勤をしていたこと。この場合において、特別区内への通勤の期間については、転入日の3月前までを当該1年の起算日

とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 県において移住支援事業の詳細が公表された後に、市内に住所を変更し、住民票に記載されることとなること。

イ 移住支援金の申請の日(以下「申請日」という。)において、転入日以後3月以上1年以内であること。

ウ 申請日以後継続して5年以上市内に在住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

イ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

ウ その他県知事又は市長が補助対象者として不相当と認めた者でないこと。

3 就職に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次号以外の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号))に所在すること。

とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 県において移住支援事業の詳細が公表された後に、市内に住所を変更し、住民票に記載されることとなること。

イ 移住支援金の申請の日(以下「申請日」という。)において、転入日以後3月以上1年以内であること。

ウ 申請日以後継続して5年以上市内に在住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

イ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

ウ その他県知事又は市長が補助対象者として不相当と認めた者でないこと。

3 就職に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次号以外の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号))に所在すること。

イ 就職先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人等であること。

ウ 3親等以内の親族である者が代表者、取締役その他の経営を担う職務を行っている法人等への就職でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人等として登録された法人等に就職し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。

オ 求人への応募の日が、マッチングサイトにおいてイに規定する求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 申請日以後継続して5年以上就職先の法人等に勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材(内閣府地方創生推進室が行うプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者をいう。)の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県内に本店又は事業所を有する法人の県内に所在する事業所に就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

イ 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

イ 就職先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人等であること。

ウ 3親等以内の親族である者が代表者、取締役その他の経営を担う職務を行っている法人等への就職でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人等として登録された法人等に就職し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。

オ 求人への応募の日が、マッチングサイトにおいてイに規定する求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 申請日以後継続して5年以上就職先の法人等に勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材(内閣府地方創生推進室が行うプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者をいう。)の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県内に本店又は事業所を有する法人の県内に所在する事業所に就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

イ 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

4 起業に関する要件は、申請日前1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付を受けていること。

5 テレワークに関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。

6 世帯に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を除く世帯員がいずれも第2項第2号ア及びイ並びに同項第3号アに該当すること。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

4 起業に関する要件は、申請日前1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付を受けていること。

5 テレワークに関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。

6 世帯に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を除く世帯員がいずれも第2項第2号ア及びイ並びに同項第3号アに該当すること。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、別に定める移住支援金交付申請書及び就職先の就業証明書並びに本人確認書類及び前条第2項から第5項まで(世帯の申請をする場合にあっては、同条第2項から第6項までとする。)の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めたときは交付の決定を行い、別に定める移住支援金交付決定通知書により申請者に対し通知するものとする。審査の結果、要件に該当しないこと等により移住支援金の不交付を決定したときも、同様とする。

(請求及び交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付の決定を受けた申請者から別に定める請求書の提出があったときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めたときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の表の左欄に掲げる場合に該当すると認めたときは、同表右欄に掲げる割合の移住支援金の

は、別に定める移住支援金交付申請書及び就職先の就業証明書並びに本人確認書類及び前条第2項から第5項まで(世帯の申請をする場合にあっては、同条第2項から第6項までとする。)の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めたときは交付の決定を行い、別に定める移住支援金交付決定通知書により申請者に対し通知するものとする。審査の結果、要件に該当しないこと等により移住支援金の不交付を決定したときも、同様とする。

(請求及び交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付の決定を受けた申請者から別に定める請求書の提出があったときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めたときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の表の左欄に掲げる場合に該当すると認めたときは、同表右欄に掲げる割合の移住支援金の

返還を請求するものとする。ただし、就職先企業の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めて県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

| | |
|-------------------------------|----|
| 虚偽の申請等をした場合 | 全額 |
| 申請日から3年未満で県外へ転出した場合 | 全額 |
| 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 | 全額 |
| 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合 | 全額 |
| 申請日から3年以上5年以内に県外へ転出した場合 | 半額 |

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第12号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第25号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第17号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

返還を請求するものとする。ただし、就職先企業の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があるものとして、市長が認めて県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

| | |
|-------------------------------|----|
| 虚偽の申請等をした場合 | 全額 |
| 申請日から3年未満で県外へ転出した場合 | 全額 |
| 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 | 全額 |
| 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合 | 全額 |
| 申請日から3年以上5年以内に県外へ転出した場合 | 半額 |

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第12号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第25号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第17号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にされた申請に基づく移住支援金の交付については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にされた申請に基づく移住支援金の交付については、なお従前の例による。